

# 熊本県公報

号外 第 7 0 号  
平成 28 年 10 月 11 日 (火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>条 例</b>	
○平成 28 年熊本地震復興基金条例	(財政課) 2
○熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課) 2
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 3
○熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例	(環境立県推進課) 3
○熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例	(労働雇用創生課) 3
○平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例	(文化課) 3
○熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課) 4

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇平成 28 年熊本地震復興基金条例

- 1 平成 28 年熊本地震復興基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることとした。
  - (1) 基金の設置について定めることとした。（第 1 条関係）
  - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。（第 2 条関係）
  - (3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。（第 3 条関係）
  - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。（第 4 条関係）
  - (5) 基金の運用について定めることとした。（第 5 条関係）
  - (6) 基金の処分について定めることとした。（第 6 条関係）
  - (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第 7 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 38 年 12 月 31 日限り、その効力を失うこととした。（附則第 2 項関係）

#### ◇熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- 1 選挙運動用自動車の使用の公費負担額のうち選挙運動用自動車の借入れ契約に係る単価を改正することとした。（第 4 条関係）
- 2 選挙運動用自動車の使用の公費負担額のうち選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約に係る単価を改正することとした。（第 4 条関係）
- 3 選挙運動用ビラの作成の公費負担額の単価を改正することとした。（第 8 条関係）
- 4 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の単価を改正することとした。（第 11 条関係）
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 都市再開発法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第 63 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第 2 条、第 17 条、第 48 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県緊急雇用創出基金条例の失効の期限を 1 年間延長し、平成 29 年 12 月 31 日とすることとした。（附則第 3 項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例

- 1 平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることとした。
  - (1) 基金の設置について定めることとした。（第 1 条関係）
  - (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。（第 2 条関係）
  - (3) 基金に属する現金の保管について定めることとした。（第 3 条関係）
  - (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めることとした。（第 4 条関係）
  - (5) 基金の運用について定めることとした。（第 5 条関係）
  - (6) 基金の処分について定めることとした。（第 6 条関係）
  - (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第 7 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

- 1 警務部の分掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第 3 条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを加えることとした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、平成 28 年 11 月 30 日から施行することとした。

条 例

平成 28 年熊本地震復興基金条例をここに公布する。  
平成 28 年 10 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 39 号

平成 28 年熊本地震復興基金条例

(設置)

第 1 条 平成 28 年熊本地震による災害からの早期の復興を図るため、平成 28 年熊本地震復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成 38 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 10 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 40 号

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。

第11条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第41号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第63条第4項中「第110条第4項」を「第110条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第42号

熊本県地球温暖化の防止に関する条例の一部を改正する条例

熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第24条第1項」を「第38条第1項」に改める。

第17条第2項中「第21条の2第2項」を「第26条第2項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第48条第2項中「第23条第1項」を「第37条第1項」に、「第26条第1項」を「第40条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第43号

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

熊本県緊急雇用創出基金条例（平成21年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成28年12月31日」を「平成29年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例をここに公布する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第44号

平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例

（設置）

第1条 平成28年熊本地震により被災した文化財保護法（昭和25年法律第214号）

第2条第1項に規定する文化財及びこれと一体をなす建造物その他の物件の復旧を支援し、もって当該地震による災害からの復興に資するため、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）

で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第45号**

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察本部の内部組織に関する条例（昭和29年熊本県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中ヌをネとし、ニをヌとし、ナの次に次のように加える。

ニ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。